

市第 132 号議案 横浜市有望ビジネスプラン事業化助成金交付審査会条例の廃止

1 廃止理由

本市では、平成 25 年度から「横浜市有望ビジネスプラン事業化助成金交付審査会」を設置し、助成金の交付審査を行っていましたが、中長期的な成長・発展のための支援を充実することとし、27 年度をもって当該事業を終了しました。

その後、資金調達環境等も改善し、民間投資を積極的に呼び込む事業の展開を目指していくことから、横浜市有望ビジネスプラン事業化助成金交付審査会条例（平成 25 年 6 月横浜市条例第 29 号）を廃止します。

2 横浜市有望ビジネスプラン事業化助成金交付審査会の概要

- (1) 所掌事務：横浜市有望ビジネスプラン事業化助成金の交付対象者の選定審査
- (2) 設置年月日：平成 25 年 6 月 17 日
- (3) 開催回数：各年度 1 回（平成 25 年度から 27 年度まで）
- (4) 委員定数：7 人以内
- (5) 委員数：6 人（うち本市職員 0 人）

3 横浜市有望ビジネスプラン事業化助成金の概要・実績

		一般枠		女性起業家枠	
趣旨		市内経済の活性化に寄与することが期待される有望なビジネスプランの事業化に係る経費の一部を助成			
対象者		「横浜ビジネスグランプリ」のファイナリスト等		横浜市内に本社があり起業して 7 年以内又は既存事業とは別の新規事業に取り組む女性起業家	
助成率		助成対象経費の 1 / 2 以内		助成対象経費の 2 / 3 以内	
助成額		上限 5,000 千円		上限 2,000 千円	
交付実績	25 年度	2 件	9,967 千円	5 件	9,542 千円
	26 年度	2 件	10,000 千円	5 件	8,864 千円
	27 年度	2 件	10,000 千円	5 件	9,446 千円

4 施行期日

公布の日